

食鳥処理の事業の許可（認定小規模食鳥処理業者に限る） 審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第三条

食鳥処理の事業を営もうとするものは、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事（その住所が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の支長又は特別区の区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

東京都衛生局生活環境部長通知

「食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律に係る事務処理について」

（平成3年11月25日付3衛生獣第333号）より抜粋

許可に当たり食鳥検査法施行規則別表第二の基準（認定小規模食鳥処理場の構造又は設備の基準）の適用を受けようとする者の許可申請があった場合は、別添2の「食鳥処理羽数」が三〇万羽以下／年度（四月一日から翌年三月三十一日まで）であることを確認するとともに、あわせて確認規定の認定申請及び食鳥処理衛生管理者の配置届を行わせること。

食鳥検査法施行規則別表第二の基準の適用を受けようとする者に係る食鳥処理の事業の許可申請は、各保健所において書類審査のうえ受理し、実地調査のうえ、許可した時は食鳥処理事業許可証を交付すること。

【届出様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第二条

法第四条の規定による申請は、食鳥処理事業許可申請書（別記第一号様式）によるものとする。

【食鳥処理事業許可証の様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第三条

知事は、法第三条の規定により許可をしたときは、食鳥処理事業許可証（別記第二号様式）を交付する。

参考条項

法第四条第一項

前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥処理場の名称及び所在地
- 三 処理する食鳥の種類
- 四 食鳥処理場の構造及び設備の概要

法第四条第二項

前項の申請書には、食鳥処理場の図面その他の厚生労働省令で定める事項を記載した図書を添付しなければならない。

規第一条

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）法第四条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 食鳥処理場の平面図
- 二 食鳥処理を行うための機械の配置図
- 三 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- 四 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
- 五 水道法（昭和32年法律第177号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道事業等により供給される水」という。）以外の水を使用する食鳥処理場にあつては、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し
- 六 法人にあつては、登記事項証明書

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

殿

住 所
申請者
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

食鳥処理事業許可申請書

食鳥処理の事業の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 食鳥処理場の名称
- 2 食鳥処理場の所在地
- 3 処理する食鳥の種類
- 4 食鳥処理場の構造及び設備の概要

添付書類

- (1) 食鳥処理場の平面図
- (2) 食鳥処理を行うための機械の配置図
- (3) 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- (4) 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
- (5) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する食鳥処理場の場合は、水質検査の結果を証する書類の写し
- (6) 法人の場合は、登記事項証明書
- (7) 申請者(法人の場合は、その業務を行う役員を含む。)が法第5条第1項各号に該当しない旨を記載した書類

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第3条関係)

(表)

第 号
食 鳥 処 理 事 業 許 可 証
住 所 氏 名
年 月 日付で申請のあった食鳥処理の事業については、食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定により、下記のとおり許可します。
年 月 日
印
記
1 食鳥処理場の名称
2 食鳥処理場の所在地
3 処理する食鳥の種類
4 許可の条件

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京都規則第345号)別記第1に準じた教示の文を付すこと。

(裏)

変更許可等の履歴

変更許可等年月日・番号	変 更 事 項